

3 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部

障害区分		競技種目		自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ	
		25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m		
1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●
2	車いす 脳以外 常用で 麻痺	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎			
		14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○
3	脳原性 麻痺	17	四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎			
		18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎			
視覚障害 ※1		23	視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○
知的障害		26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

個人競技は、アーチェリーを除き年齢を次の区分に分けて競技するものとする。

- 1 身体障害者
1部（39歳以下）
2部（40歳以上）
- 2 知的障害者
少年の部（19歳以下）
青年の部（20歳～35歳）
壮年の部（36歳以上）

※ なお、フライングディスクについては、障害区分、年齢区分は無いが、競技実施（組み合わせ編成）については、年齢順で行う。

※1 視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。
※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

4 アーチェリー

		No.	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m30m	30m30m	50m30m	30m30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
		3	上肢障害	●	●		
	切断・機能障害	4	下肢障害（椅子、車いす使用を含む）	●	●		
		5	体幹	●	●	●	●
		6	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	●	●		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	7	聴覚障害	●	●			
内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●			

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」及び「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

5 フライングディスク

◎区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障害				
聴覚障害	◎	◎	●	●
知的障害				
内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）				

10. ボッチャ

◎男女区分・年齢区分なし

		No.	障害区分	競技スタイル		
				立位	座位	
肢体不自由	1	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎		
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		◎
			3	第7頸髄まで残存		◎
			4	第8頸髄まで残存		◎
			5	多肢切断		◎
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		◎
			7	けって移動		◎
			8	片上下肢で車いす常用または使用		◎
			9	その他走不能	◎	
4			10	電動車いす常用		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。
※座位で競技する選手（区分2～8および10）で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタント1名、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。
※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。
※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。
※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

6 ボウリング

- ・知的障害者のみの競技とする。
- ・男女別、年齢区分別に実施する。

7 バレーボール

- ・精神障害者のみの競技とする。
- ・男女混合にて実施する。

8 ミニバレーボール

- ・精神障害者のみの競技とする。

9 グラウンド・ゴルフ

- ・精神障害者のみの競技とする。